

●蠶業及茶業

明治三十一年度

○第一表 (春蠶)  
○種檢查成績





○第三表  
(春蠶)

○第三表  
(夏秋蠶)

○第四表

○郡上郡養蠶傳習所蠶種檢查成蹟

蠶種検査法第十八條ニ依  
リ承認セラレタルモノ

備物價騰貴ノ爲メ掃立高減少シ且五月ノ霜害ニ因リ飛驒及美濃ノ一部ニ於テ多少ノ被害アリシト雖其后氣候適順ナリシニ依リ成育良況トナリ前年ニ勝ルノ收爾ヲ見ルニ至レリ